

(償還の手続)

第六条 政府は、公社から通貨代用国庫債券の全部又は一部につき償還の請求を受けた場合において、当該請求に係る金額の全部又は一部につき償還を行うときは、その償還を行う金額を当該金額を払い込む先として公社が指定した機関における公社の勘定（以下「公社の勘定」といふ）に払い込むものとする。

（一部の償還の請求を受けた場合の措置）

第七条 前条の場合において、当該請求が通貨代用国庫債券の額面金額の一部に係るものであるときは、政府は、当該通貨代用国庫債券と引換に、当該額面金額から当該請求に係る金額を控除した金額を額面金額とする通貨代用国庫債券を公社に交付するものとする。

（日本銀行が買い取った場合の措置）

第八条 日本銀行は、法第二条第三項において準用する国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第二百九十一号）第十条第四項の規定により政府から償還を行うことのできない金額につき通貨代用国庫債券を買い取ることを命ぜられたときは、当該金額を公社の勘定に払い込まれなければならない。

政府は、前項の場合には、日本銀行が買い取った金額を額面金額とし、法第二条第三項において準用する国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第十条第五項の規定により財務大臣が定める償還期限及び利率を記載した通貨代用国庫債券を日本銀行に交付するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

その他の告示

○宮内庁告示第七号

天皇皇后両陛下は、七月六日東京御発、モンゴルを御訪問になり、同月十三日御帰国になる。

令和七年六月二十三日

宮内庁長官 西村 泰彦

○金融庁告示第六十二号

経済策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月二十三日

金融庁長官 井藤 英樹

（一）特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名稱及び住所

株式会社SBI新生銀行 東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号

株式会社西日本シティ銀行 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目一番一号

株式会社みずほ銀行 東京都新宿区西新宿三丁目二番十一号

auペイメント株式会社 東京都港区港南二丁目十六番五号

特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名稱及び住所

令和七年六月二十日

（二）特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名稱及び住所

株式会社バスモ 東京都新宿区西新宿三丁目二番十一号

（三）特定社会基盤事業者の指定を受けた日の銀行法第二条第二項に規定する銀行業

令和七年六月二十日

（四）特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名稱及び住所

令和七年六月二十日

（五）特定社会基盤事業者の指定を受けた日の銀行法第二条第二項に規定する銀行業

令和七年六月二十日

（六）特定社会基盤事業者の指定を受けた日の銀行法第二条第二項に規定する銀行業

令和七年六月二十日

（七）特定社会基盤事業者の指定を受けた日の銀行法第二条第二項に規定する銀行業

令和七年六月二十日

（八）特定社会基盤事業者の指定を受けた日の銀行法第二条第二項に規定する銀行業

令和七年六月二十日

（九）特定社会基盤事業者の指定を受けた日の銀行法第二条第二項に規定する銀行業

令和七年六月二十日

（十）特定社会基盤事業者の指定を受けた日の銀行法第二条第二項に規定する銀行業

令和七年六月二十日

○財務省告示第百七十七号

財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約の相手方に変更があったので、財政投融資特別会計における金利スワップ取引に関する省令（平成二十三年財務省令第四十九号）第三条第四項の規定に基づき、財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件（平成二十三年十一月財務省告示第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十三日

（一）「株式会社みずほ銀行」を削除する。

（二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（四）立木の伐採の方法

（五）立木として伐採をすることができる立木

（六）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（七）立木として伐採をすることができる立木

（八）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（九）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十一）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十三）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十四）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十五）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十六）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十七）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十八）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十九）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二十）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二十一）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二十二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二十三）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二十四）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二十五）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（四）立木の伐採の方法

（五）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（六）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（七）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（八）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（九）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十一）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十三）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十四）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十五）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十六）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十七）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十八）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十九）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二十）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二十一）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二十二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二十三）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二十四）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二十五）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二十六）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

○農林水産省告示第九百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

（一）「株式会社みずほ銀行」を削除する。

（二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（三）指定の目的 水源の涵養

（四）指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（三）立木の伐採の方法

（四）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（五）立木の伐採の方法

（六）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（七）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（八）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（九）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十一）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十三）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十四）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十五）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十六）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

○農林水産省告示第九百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

（一）立木の伐採の方法

（二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（三）立木の伐採の方法

（四）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（五）立木の伐採の方法

（六）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（七）立木の伐採の方法

（八）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（九）立木の伐採の方法

（十）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十一）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十三）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十四）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十五）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十六）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十七）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十八）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十九）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

○農林水産省告示第九百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

（一）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（三）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（四）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（五）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（六）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（七）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（八）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（九）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十一）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十三）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十四）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十五）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十六）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十七）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十八）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十九）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

○農林水産省告示第八十六号

第三条第四項の規定に基づき、国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件（平成十八年三月財務省告示第八十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十三日

（一）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（三）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（四）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（五）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（六）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（七）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（八）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（九）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十一）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十三）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十四）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十五）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十六）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十七）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十八）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（十九）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

○農林水産省告示第九百七十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 和歌山県海草郡紀美野町長谷宮字北谷二九六から三〇〇まで、三〇九の二から三〇九の五まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次とのとおり)は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百七十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 和歌山県田辺市本宮町皆地字土呂一〇七七の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、抾伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次とのとおり)は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百七十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 徳島県美馬郡つるぎ町半田字青野二四の一、二四の二、二六、一一五、一一八、一二六、一四八、一六五、一九一の二、二〇二、三一八、三三三、三三五の一、三三五の二、字高清一七一の三、一七二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次とのとおり)は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百七十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 大分県中津市山国町楓木字泉ノ上二八二四の一

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次とのとおり)は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百八十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 大分県佐伯市宇目大字木浦内字上落水一五二の一、一一五三（次の図に示す部分に限る。）字柿ノ木谷一二七四の二、一二七四の一

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、抾伐による。

2 次の森林については、主伐は、抾伐によることとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次とのとおり)は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百八十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 大分県佐伯市宇目大字木浦内字上落水一五二の一、一一五三（次の図に示す部分に限る。）字柿ノ木谷一二七四の二、一二七四の一

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、抾伐による。

2 次の森林については、主伐は、抾伐によることとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次とのとおり)は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百八十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 大分県佐伯市弥生大字尺聞字平山七一六、七一八から七二〇まで、七二二、字尺間七二四の一、七二五の一、字井戸ノ平八一九の一、字森下八二三の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定の目的 土砂の流出の防備

○農林水産省告示第九百八十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 大分県佐伯市弥生大字尺聞字平山七一六、七一八から七二〇まで、七二二、字尺間七二四の一、七二五の一、字井戸ノ平八一九の一、字森下八二三の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 立木の伐採種は、定めない。

2 立木として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次とのとおり)は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百八十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 大分県佐伯市弥生大字尺聞字平山七一六、七一八から七二〇まで、七二二、字尺間七二四の一、七二五の一、字井戸ノ平八一九の一、字森下八二三の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 立木の伐採種は、定めない。

2 立木として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次とのとおり)は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 大分県佐伯市大字狩生字孫市一七二四の一、一七二五、二二四三から二四五まで、字山ノ神一七二七から一七三一まで、一七三三、一七三七、一七三八、二一七七から二一七九まで、二二四二、字広久保一七三二、二二三九から二二四一まで、字下りケ平一七三四から一七三六まで、字近山二六二、二六四、二二六七から二一六九まで、字立場二一八〇から二一八三まで、二一八五、字シャレ二一八七、二二八八、字カブシ山二一八九から二一九四まで、字狸岩二一九五、二二九六、字シン無尾二一九九から二二〇三まで、二二〇五から二二〇七まで、字ヘンクリ二二〇八から二一六まで、二二三六、二三二七、二二二九、二三三一から二二三三まで、字屋敷原二二一七の一、二二一七の二、二二一八から二二三五まで、字クダシ平二二三五、二二三七、二二三八の二、二二一七の二、二二一八から二二三五まで、字下りケ平一七三六・字山ノ神二一七九・字立場二一八〇・字シャレ二一八八・字カブシ山二一九二・二一九四・字狸岩二一九五・字シン無尾二一九九から二二〇一まで・字ヘンクリ二二一・二二一三・二二四・字屋敷原二二三一（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、そ

の図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を青森県庁及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を青森県庁及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。

英一

変更に係る登録事項

・認証事務を行う役員の氏名 専務理事 菊地

4

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 大分県佐伯市本匠大字山

二 指定の目的 土砂の流出の防備

5

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 大分県佐伯市大字山

二 指定の目的 土砂の流出の防備

6

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 青森県三戸郡田子町大字

二 指定の目的 土砂の流出の防備

7

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 青森県三戸郡三戸町大字

二 指定の目的 土砂の流出の防備

8

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

9

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

10

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

11

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

12

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

13

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

14

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

15

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

16

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

17

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

18

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

19

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

20

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

21

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

22

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

23

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

24

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

25

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

26

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

27

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

28

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

29

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

30

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

31

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

32

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

33

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

34

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

35

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

36

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

37

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七六五四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

38

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙七七三五の一、乙七七四の一、乙七七四の二、字小平乙七

○国土交通省告示第四百七十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

国土交通大臣 中野 洋昌

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1729	時刻歴応答解析を用いて検証する「南平市街地住宅の共同建替事業」の構造方法に応じて評価する方法	1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	株式会社大林	東京都港区港南二丁目15番2号	令和7年6月6日

○国土交通省告示第四百七十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

国土交通大臣 中野 洋昌

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1730	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「石神井公園駅南口西地区第一種市街地再開発事業施設建築物北地区構造方法に応じて評価する方	1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	石神井公園駅南口西地区第一種市街地再開発組合	東京都練馬区石神井町三丁目27番23号	令和7年6月6日

○茨城県公安委員会告示第五十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

茨城県公安委員会委員長 藤川 雅海
特定抗争指定暴力団等
令和二年一月七日茨城県公安委員会告示第一号「令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号」に係る特定抗争指定暴力団等(六代目山口組)変更前
変更後 指定番号 六三三一五一一

○岐阜県公安委員会告示第九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

岐阜県公安委員会委員長 林 正子
特定抗争指定暴力団等
令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号「令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号」及び令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号「令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号」に係る特定抗争指定暴力団等(六代目山口組)変更前
変更後 指定番号 六三三一五一一

○滋賀県公安委員会告示第七十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

滋賀県公安委員会委員長 高橋 啓子
特定抗争指定暴力団等
令和二年一月七日滋賀県公安委員会告示第一号「令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第十一号」及び令和六年十月三十一日滋賀県公安委員会告示第十六号「令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第十六号」に係る特定抗争指定暴力団等(六代目山口組)変更前
変更後 指定番号 六三三一五一一

○大阪府公安委員会告示第八十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

大阪府公安委員会委員長 辻内 宏治
特定抗争指定暴力団等
令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第一号「令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号」に係る特定抗争指定暴力団等(六代目山口組)変更前
変更後 指定番号 六三三一五一一

○愛知県公安委員会告示第十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

愛知県公安委員会委員長 藤森 利雄

特定抗争指定暴力団等(六代目山口組)変更前
変更後 指定番号 六三三一五一一

○京都府公安委員会告示第九十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

京都府公安委員会委員長 在田 正秀

特定抗争指定暴力団等(六代目山口組)変更前
変更後 指定番号 六三三一五一一

○滋賀県公安委員会告示第百三十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年一月七日滋賀県公安委員会告示第一号「令和六年八月一日滋賀県公安委員会告示第百三十二号」及び令和六年十月三十一日滋賀県公安委員会告示第百八十八号「令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号」に係る特定抗争指定暴力団等(六代目山口組)変更前
変更後 指定番号 六三三一五一一

○京都府公安委員会告示第百八十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年一月七日京都府公安委員会告示第一号「令和六年八月一日京都府公安委員会告示第百三十二号」及び令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号「令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号」に係る特定抗争指定暴力団等(六代目山口組)変更前
変更後 指定番号 六三三一五一一

六月十九日議員から次の質問主意書が提出され
た。

二二三号) 政府が行う推計と実績の乖離要因分析の必要性に関する質問主意書(浜田聰提出) (第二二四号) ストレスチェックの対象拡大に伴う予算措置及び政策効果に関する質問主意書(浜田聰提出) (第二二五号) 特定健康診査・特定保健指導に係る費用と効果の検証及び制度見直しに関する質問主意書(浜田聰提出) (第二二六号) 医療・福祉の非営利性に関する質問主意書(浜田聰提出) (第二二七号) 政府の米政策に関する質問主意書(山本太郎提出) (第二二八号) 関東大震災時に東京海軍無線電信所船橋送信所から発出された電文に関する質問主意書(石垣のりこ提出) (第二二九号)

オンライン精神療法の安全性及び指針違反事例への行政対応に関する質問主意書（水野素子提出）（第二三三号）

精神保健指定医の制度的整理及び今後の在り方に関する質問主意書（水野素子提出）（第二三四号）

同性婚に係る憲法解釈及び国民的議論に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第二三五号）

難民認定制度の濫用防止及び審査体制の適正化に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第二三三六号）

「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する再質問主意書（神谷宗幣提出）（第二三七号）

薬価改定の課題に関する質問主意書（小西洋之提出）（第二三八号）

独立行政法人造幣局監事に任命する（各通）（六月十九日）	厚生労働省
中央社会保険医療協議会公益委員に任命する（六月二十一日）	本田 文子
社会保険審査会委員に任命する（六月二十三日）	浦野真美子
運輸安全委員会	
（事務局総務課長） 国土交通事務官	
辞職を承認する（六月十九日）	渋武
（気象庁総務部経理管理官） 国土交通事務官	中井 智洋
事務局総務課長に転任させる（六月二十日）	

国家公安委員会告示配第三号
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
(平成三年法律第七十七号) 第三十二条の五
一項の規定により適格都道府県センターの認定
を受けた公益財団法人福岡県暴力追放運動推進セ
ンターから代表者変更の届出があつたので、暴力
放運動推進センターに関する規則(平成三年国
公安委員会規則第七号) 第十五条の六第三項の
規定に基づき、次のとおり告示する。

防災庁の設置に関する質問主意書（水野素子提出）（第二二五号）

離婚後の養育費・教育費に関する質問主意書（水野素子提出）（第二二六号）

空き家活用等の地方創生事業の促進に関する質問主意書（水野素子提出）（第二二七号）

学校事故対応に関する質問主意書（水野素子提出）（第二二八号）

ICJの強制管轄受諾宣言に関する質問主意書（水野素子提出）（第二二九号）

公正取引委員会委員長等の選考基準に関する質問主意書（水野素子提出）（第二三〇号）

有識者会議等の委員の選任基準に関する質問主意書（水野素子提出）（第二三一号）

質問主意書の回答期限に関する質問主意書（水野素子提出）（第二三三号）

(第二部長) 参議院法制局参事会を免ずる(六月二十二日) 願により参議院法制局参事を免ずる(六月二十二日) 人事異動

内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣石破茂はカナダ国へ出張のところ
六月十八日帰朝した。

國務大臣 武藤 容治
内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣(経済財政政策)事務代理を免ずる(六月十八日)

財務省

近畿地方整備局公示 8号 上越市柿崎区柿崎1655番1の上下
河川区域の変更により廃川敷地等が生じた日 令和7年6月23日
で、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第45条の規定により、次のとおり公示する。
その関係方面は、近畿地方整備局及び同局淀川事務所に備え置いて総覽に供する。
近畿地方整備局長 長谷川朋弘
1 河川の名称 淀川水系桂川
2 廃川敷地等が生じた年月日 令和7年6月23日
3 廃川敷地等の位置 京都府南丹市日吉町中
場13番地先から同府同市同町中ゴミ3番1まで
4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 719.76
メートル

參議院法制局

官 庁 報 告

北陸地方整備局公示
止期

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、同線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律案（閣法第五三
号）答付書

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、同線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

公 告

細 告

有権者申出方

元当局所属公証人中村昭博の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年6月23日 神戸地方法務局
適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の5第3項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同条第6項の規定により公告する。

1. 業務廃止を命じた適格機関投資家等特例業務届出者の氏名等

- 商号又は名称 株式会社スター・マウンテン
- 住所又は所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー10階
- 商号又は名称 株式会社E-R Aキャピタル
- 住所又は所在地 埼玉県秩父郡皆野町皆野305-3

2. 業務廃止命今年月日

令和7年6月5日

令和7年6月23日

関東財務局長 目黒 克幸

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第80602号

大阪府大東市南津の辺町8-3

申立人 北田 里巳

本籍大阪府大阪市鶴見区横堤2丁目1236番地、最後の住所大阪市鶴見区横堤2丁目13番24号、死亡の場所大阪府大阪市鶴見区、死亡年月日令和6年8月2日、出生の場所大阪府大阪市城東区、出生年月日昭和31年11月9日、職業無職

被相続人 亡 山本 和代

大阪市北区西天満4丁目6番19号 北ビル2号館301

相続財産清算人 弁護士 横尾 和也
催告期間満了日 令和8年2月12日
大阪家庭裁判所

令和6年（家）第4427号

大阪府堺市美原区阿弥212番地40
申立人 枇田 正彦

本籍大阪府堺市北区南花田町314番地、最後の住所大阪府松原市天美南4丁目3番2号、死亡の場所大阪府松原市、死亡年月日令和5年9月11日頃から20日頃までの間、出生の場所大阪府松原市、出生年月日昭和39年2月2日、職業不明

被相続人 亡 爲井 要
事務所大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1
ポルタス・センタービル7階

相続財産清算人 弁護士 土生 康晴
催告期間満了日 令和8年1月20日
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年（家）第4129号

奈良県北葛城郡王寺町明神4-22-16
申立人 小山 里佳

本籍大阪府堺市堺区向陵東町1丁4番、最後の住所大阪府堺市堺区向陵中町5丁7番25号、死亡の場所大阪府堺市堺区、死亡年月日令和7年2月11日頃から20日頃までの間、出生の場所大阪府堺市、出生年月日昭和40年5月29日、職業無職

被相続人 亡 吉見由起子
事務所大阪市中央区瓦町3丁目4番9号フカキ瓦町ビル3階

相続財産清算人 弁護士 堀 政哉
催告期間満了日 令和8年1月20日
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年（家）第4088号

大阪府大阪狭山市狭山5丁目2244番地の1
604号
申立人 中村 和代

本籍大阪府大阪市中央区南船場4丁目23番地、最後の住所大阪府南河内郡河南町大字加納17番地、死亡の場所大阪府南河内郡河南町、死亡年月日令和7年2月15日、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和11年5月17日、職業無職

被相続人 亡 和田 庫昌

事務所大阪市西区立売堀1丁目4番12号立売堀スクエアビル3階

相続財産清算人 弁護士 中原 圭介
催告期間満了日 令和8年1月16日
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年（家）第40191号

神戸市中央区江戸町95番地井門神戸ビル5階
申立人 一般社団法人ライフエンディング・ステージあさひ

本籍大阪市中央区南船場1丁目1番地、最後の住所神戸市中央区加納町2丁目7番11号806、死亡の場所神戸市中央区、死亡年月日令和6年8月11日、出生の場所大阪市中央区、出生年月日昭和9年9月24日、職業無職

被相続人 亡 杉原 賢治
神戸市中央区江戸町98番地1 東町・江戸町ビル5階 弁護士法人神戸シティ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高島 浩
催告期間満了日 令和8年1月16日
神戸家庭裁判所

令和7年（家）第1039号

東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍奈良県大和高田市大字根成柿485番地14、最後の住所奈良県大和高田市曾大根1丁目20番7-2号、死亡の場所奈良県葛城市、死亡年月日令和5年12月2日、出生の場所奈良県大和高田市、出生年月日昭和59年6月21日、職業不明

被相続人 亡 仲本 尚矢
奈良県大和高田市大字大中12番地の1 法友ビル1階 かつらぎ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 菊地 倫巨
催告期間満了日 令和8年1月19日
奈良家庭裁判所葛城支部

令和7年（家）第1040号

奈良市富雄元町1丁目3番32-202号
申立人 中上眞裕三

本籍和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬931番地、最後の住所和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬537番地、死亡の場所和歌山県伊都郡かつらぎ町、死亡年月日令和6年12月3日、出生の場所和歌山県伊都郡花園村、出生年月日昭和27年10月21日、職業無職

被相続人 亡 中上 敏

事務所和歌山県和歌山市三木町南ノ丁18ライオンズマンション和歌山三木町201 弁護士法人三木町綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中迫 廣
催告期間満了日 令和8年2月2日
和歌山家庭裁判所

令和7年（家）第30147号

広島市南区日宇那町25番20号
申立人 大西 志朗

本籍廣島市南区日宇那町364番地、最後の住所広島市南区日宇那町25番20号、死亡の場所広島市中区、死亡年月日平成8年11月21日、出生の場所広島県安芸郡仁保島村、出生年月日大正7年1月9日、職業無職

被相続人 亡 坂岡トチエ
事務所広島市中区上八丁堀3番12号新興ビル6階 さち総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 浦部 真奈
催告期間満了日 令和8年1月8日
広島家庭裁判所

令和7年（家）第30023号

広島県福山市三吉町南2丁目11番22号
申立人 社会福祉法人福山市社会福祉協議会代表者理事長 藤井 徹太

本籍広島県広島市中区東千田町2丁目795番地3、最後の住所広島県福山市駅家町大字大橋1036番地3 宜山荘、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日令和6年10月13日、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和15年12月25日、職業無職

被相続人 亡 吉岡 艶美
広島県尾道市高須町2643番地1

相続財産清算人 司法書士 横ノ原瑞恵
催告期間満了日 令和8年1月10日
広島家庭裁判所福山支部

令和7年（家）第2061号

徳島県徳島市南末広町5番8-8号
申立人 徳島県信用保証協会

本籍徳島県鳴門市北灘町栗田字西傍示113番地、最後の住所徳島県徳島市南沖洲5丁目8番28号、死亡の場所徳島県板野郡松茂町、死亡年月日令和6年8月9日、出生の場所徳島県板野郡北灘村、出生年月日昭和14年1月27日、職業不詳

被相続人 亡 仁木 守一
事務所徳島県徳島市東大工町1丁目19番地
相続財産清算人 司法書士法人小笠原合同事務所

催告期間満了日 令和8年1月31日
徳島家庭裁判所

令和7年(家)第7055号
 福岡市中央区天神1丁目8番1号
 申立人 福岡市長 高島宗一郎
 本籍福岡県福岡市中央区谷町104番地、最後の住所福岡県福岡市南区若久3丁目31番20号、死亡の場所福岡県福岡市南区、死亡年月日平成26年4月29日頃、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和14年3月17日、職業不明
 被相続人 亡 中村 悅子
 事務所福岡県筑紫野市二日市中央5丁目14番17号
 相続財産清算人 司法書士 矢野 亨
 催告期間満了日 令和8年2月16日
 福岡家庭裁判所

令和7年(家)第7056号
 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号
 申立人 福岡市長 高島宗一郎
 本籍福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目373番地、最後の住所福岡県福岡市南区花畠1丁目42番3号、死亡の場所福岡県福岡市南区、死亡年月日平成31年4月5日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和26年9月22日、職業不明
 被相続人 亡 山根 敏生
 事務所福岡県福岡市西区石丸1丁目18番10-602号
 相続財産清算人 司法書士 小田 真司
 催告期間満了日 令和8年2月16日
 福岡家庭裁判所

令和7年(家)第7072号
 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号
 申立人 福岡市長 高島宗一郎
 本籍福岡県福岡市城南区七隈6丁目5番、最後の住所福岡県福岡市城南区七隈6丁目5番1号、死亡の場所福岡県福岡市早良区、死亡年月日令和2年1月3日、出生の場所満州国四平街、出生年月日昭和9年4月5日、職業不明
 被相続人 亡 深江マツ子
 事務所福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号サンハイツ舞鶴305号
 相続財産清算人 司法書士 村田 圭亮
 催告期間満了日 令和8年2月16日
 福岡家庭裁判所

令和7年(家)第9085号
 北九州市小倉南区鰯田若園3丁目10番7号
 申立人 沼田 美年
 本籍北九州市小倉南区鰯田若園3丁目842番地、最後の住所北九州市小倉南区鰯田若園3丁目5番22号、死亡の場所福岡県北九州市小倉南区、死亡年月日推定令和7年2月8日、出生の場所福岡県北九州市門司区、出生年月日昭和44年3月13日、職業無職
 被相続人 亡 沼田 直樹
 事務所北九州市小倉北区豊町1丁目4番11号
 司法書士法人五反田司法事務所
 相続財産清算人 司法書士 石川 智宏
 催告期間満了日 令和8年1月16日
 福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第163号
 鹿児島市山下町7番15号平和ビル4階末永法律事務所
 申立人 坂井竜一郎
 本籍鹿児島県鹿児島市池之上町6番地28、最後の住所鹿児島市池之上町6番20号、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日平成31年2月9日頃、出生の場所鹿児島県鹿児島市、出生年月日昭和14年3月5日、職業無職
 被相続人 亡 山本 和子
 鹿児島市山下町7番15号平和ビル4階末永法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 坂井竜一郎
 催告期間満了日 令和8年1月13日
 鹿児島家庭裁判所

令和7年(家)第95号
 鹿児島県指宿市岩本10番地
 申立人 津川さゆり
 本籍鹿児島県指宿市岩本10番地、最後の住所鹿児島県指宿市湯の浜5丁目4番2号、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日令和6年11月19日、出生の場所鹿児島県鹿児島郡谷山町、出生年月日昭和19年7月1日、職業無職
 被相続人 亡 岩崎 悅子
 事務所鹿児島県指宿市大牟礼1丁目11番8号
 司法書士法人なのはな法務事務所
 相続財産清算人 司法書士 梅垣 晃一
 催告期間満了日 令和8年2月20日
 鹿児島家庭裁判所指宿出張所

令和7年(家)第96号
 鹿児島市松陽台町50番地4
 申立人 有村 浩二
 本籍鹿児島県指宿市開聞上野1785番地、最後の住所鹿児島県指宿市開聞上野1785番地、死亡の場所鹿児島県指宿市、死亡年月日令和6年9月22日、出生の場所鹿児島県揖宿郡今和泉村、出生年月日昭和7年9月25日、職業無職
 被相続人 亡 奥村 勇
 事務所鹿児島県指宿市大牟礼1丁目11番8号
 司法書士法人なのはな法務事務所
 相続財産清算人 司法書士 梅垣 晃一
 催告期間満了日 令和8年2月20日
 鹿児島家庭裁判所指宿出張所

令和7年(家)第1091号
 熊本県熊本市東区花立5丁目8番46-101号
 申立人 一般社団法人シティマンション保田窪本町再建事業団
 本籍熊本県熊本市中央区万町1丁目35番地、最後の住所山梨県北杜市高根町東井出4986番地1484、死亡の場所山梨県甲府市、死亡年月日令和5年5月19日、出生の場所山梨県甲府市、出生年月日昭和39年3月24日、職業不明
 被相続人 亡 堀江 信介
 事務所山梨県甲府市相生1丁目19番2号 FLDビル6階 あおば法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 高部 裕史
 催告期間満了日 令和8年1月4日
 甲府家庭裁判所

令和7年(家)第3058号
 京都府宇治市小倉町西山11番地の44
 申立人 二本柳学法
 本籍北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町304番地1、最後の住所熊本市中央区渡鹿7丁目12番1号、死亡の場所熊本県熊本市中央区、死亡年月日令和6年9月16日、出生の場所北海道瀬棚郡瀬棚町、出生年月日昭和25年8月7日、職業不明
 被相続人 亡 二本柳和雄
 熊本市北区龍田3丁目32番18号
 相続財産清算人 司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター
 催告期間満了日 令和8年1月5日
 熊本家庭裁判所

令和7年(家)第30078号
 岡山県倉敷市西阿知町西原501番地5
 申立人 岡 文穂
 本籍岡山県高梁市巨瀬町4339番地、最後の住所岡山県高梁市落合町近似1324番地2ケアハウスちかのり荘、死亡の場所岡山県高梁市、死亡年月日令和6年8月28日、出生の場所岡山県上房郡巨瀬村、出生年月日昭和13年1月18日、職業無職
 被相続人 亡 藤森 治茂
 事務所岡山市北区番町1丁目5番5号
 相続財産清算人 弁護士 池田 曜生
 催告期間満了日 令和8年1月6日
 岡山家庭裁判所

令和7年(家)第9042号
 北海道紋別市大山町1丁目45番地15号
 申立人 田中 敏博
 本籍北海道旭川市2条通18丁目右6号、最後の住所旭川市2条通18丁目右6号、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日令和3年6月15日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和18年3月28日、職業無職
 被相続人 亡 大西 弘子
 事務所旭川市6条通8丁目36番25号 セントラル旭川ビル2C 緑橋通法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 丸山 冬子
 催告期間満了日 令和8年1月31日
 旭川家庭裁判所

令和7年(家)第773号
 釧路市材木町9番39号
 申立人 蛭原 幸子
 本籍北海道釧路市幸町6丁目3番地、最後の住所釧路市緑ヶ岡4丁目5番2号、死亡の場所北海道釧路市、死亡年月日令和7年3月8日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和16年1月10日、職業無職
 被相続人 亡 池田 紀子
 釧路市幸町6丁目10番地 幸六ビル3階 高橋哲也法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 高橋 哲也
 催告期間満了日 令和8年1月16日
 釧路家庭裁判所

令和7年(家)第2036号
 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地
 申立人 河北町
 本籍山形県西村山郡河北町大字岩木814番地44、最後の住所山形県西村山郡河北町大字岩木814番地の44、死亡の場所山形県西村山郡河北町、死亡年月日令和4年4月21日頃から30日頃までの間、出生の場所山形県西村山郡河北町、出生年月日昭和31年2月3日、職業無職
 被相続人 亡 佐藤 信一
 山形市七日町5丁目4番32号宇野和娘法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 宇野 和娘
 催告期間満了日 令和8年1月9日
 山形家庭裁判所

令和6年(家)第4081号
 茨城県牛久市牛久町960番地2
 申立人 高島 晃一
 本籍茨城県つくば市高見原4丁目7番地6、最後の住所茨城県つくば市高見原4丁目7番地6、死亡の場所茨城県牛久市、死亡年月日令和5年2月2日、出生の場所茨城県稲敷郡牛久町、出生年月日昭和19年10月23日、職業会社役員
 被相続人 亡 飯野 利夫
 茨城県つくば市竹園2丁目10番地8第三芳村ビル202号
 相続財産清算人 弁護士 天野 義章
 催告期間満了日 令和8年1月9日
 水戸家庭裁判所土浦支部

令和7年(家)第70293号
 千葉県木更津市畠沢南5-9-26
 申立人 赤山喜一郎
 本籍東京都大田区久が原5丁目138番地、最後の住所東京都大田区久が原5丁目1番16号、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日令和6年10月12日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和19年7月3日、職業不詳
 被相続人 亡 大倉 俊靖
 事務所東京都港区南青山1丁目15番2号南青山スタジオフラット204 森居総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 森居 秀彰
 催告期間満了日 令和8年2月2日
 東京家庭裁判所

令和7年(家)第70401号
 神奈川県茅ヶ崎市高田4丁目8番35号
 申立人 小堺 清文
 本籍東京都荒川区東尾久6丁目3105番地、最後の住所東京都江戸川区西葛西3丁目22番6-421号、死亡の場所東京都港区、死亡年月日令和6年11月20日、出生の場所東京都荒川区、出生年月日昭和36年9月23日、職業不詳
 被相続人 亡 小堺 雄一
 事務所東京都豊島区南池袋2丁目33番6号佐藤ビルディング6階東京はやぶさ法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 杉岡 麻子(戸籍上の氏馬場)
 催告期間満了日 令和8年2月2日
 東京家庭裁判所

令和7年(家)第70570号
 東京都台東区下谷2丁目13番13-703号グラナパレ上野
 申立人 布川 健一
 本籍東京都江東区常盤1丁目3番地、最後の住所東京都江東区常盤1丁目8番3号、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日令和5年2月14日、出生の場所東京都江東区、出生年月日昭和33年7月27日、職業不明
 被相続人 亡 橋本 光正
 事務所東京都港区六本木1丁目7番27号全特六本木ビル5階 東京六本木法律特許事務所
 相続財産清算人 弁護士 早稲田祐美子
 催告期間満了日 令和8年2月2日
 東京家庭裁判所

令和7年(家)第70770号
 東京都中野区沼袋4丁目41番7号静美マンション403号室
 申立人 白井 憲雄
 本籍岡山県井原市井原町1269番地、最後の住所東京都練馬区中村南2丁目1番11号 イリーゼ練馬中村橋、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和7年2月12日、出生の場所岡山県後月郡井原町、出生年月日昭和22年2月16日、職業無職
 被相続人 亡 長野 純士
 事務所東京都中野区本町2丁目46番4号中野坂上サンプライトアネックス404 アクシアル法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 中田 圭一
 催告期間満了日 令和8年2月2日
 東京家庭裁判所

令和7年(家)第90314号
 神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12横浜市旭福祉保健センター 生活支援課
 申立人 横浜市旭福祉保健センター長 下澤 明久
 本籍東京都町田市金森東3丁目1055番地、最後の住所東京都町田市金森東3丁目7番5-305号、死亡の場所神奈川県横浜市旭区、死亡年月日令和6年3月6日、出生の場所東京都南多摩郡町田町、出生年月日昭和30年10月4日、職業不明
 被相続人 亡 茂木 茂
 事務所東京都立川市曙町2-31-15 日住金立川ビル6階 弁護士法人福澤法律事務所立川支所
 相続財産清算人 弁護士 池浦 慧
 催告期間満了日 令和8年1月13日
 東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第3127号
 神奈川県小田原市堀之内146番地
 申立人 神場 覚
 本籍神奈川県小田原市堀之内1番地7、最後の住所神奈川県小田原市堀之内1番地の7、死亡の場所神奈川県小田原市、死亡年月日令和5年2月28日、出生の場所神奈川県小田原市、出生年月日昭和43年5月11日、職業無職
 被相続人 亡 春原 一直
 事務所神奈川県小田原市本町2丁目2番16号陽輪台小田原2階209号室 三川法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 三川真由美
 催告期間満了日 令和8年1月16日
 横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第7049号
 神奈川県相模原市南区上鶴間本町4丁目4-12
 申立人 渋谷 良子
 本籍神奈川県相模原市南区相武台3丁目1番、最後の住所神奈川県座間市広野台1丁目2番21号、死亡の場所神奈川県相模原市南区、死亡年月日令和4年7月15日、出生の場所鹿児島県肝属郡内之浦町、出生年月日昭和26年1月29日、職業無職
 被相続人 亡 石倉 寛仁
 神奈川県相模原市南区相模大野5丁目17番3号 司法書士田中等事務所
 相続財産清算人 司法書士 田中 等
 催告期間満了日 令和8年1月14日
 横浜家庭裁判所相模原支部

令和7年(家)第15060号
 新潟県南魚沼市長森113番地2
 申立人 南雲 充司
 本籍新潟県南魚沼市下原新田427番地、最後の住所新潟県南魚沼市下原新田427番地、死亡の場所新潟県南魚沼市、死亡年月日令和6年8月22日、出生の場所新潟県南魚沼郡浦佐村、出生年月日昭和28年9月22日、職業無職
 被相続人 亡 今井 一正
 新潟県南魚沼市六日町479番地 久保田ビル2階六日町法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 渡邊真一郎
 催告期間満了日 令和8年1月31日
 新潟家庭裁判所長岡支部

令和7年(家)第5026号
 静岡県浜松市中央区米津町1671番地2
 申立人 知久 順一
 申立人手続代理人弁護士 後藤奈津季
 本籍山梨県北杜市白州町鳥原2273番地、最後の住所長野県上田市塩川2717番地1 丸子塩川住宅203号、死亡の場所長野県諏訪市、死亡年月日平成29年12月29日、出生の場所山梨県北巨摩郡白州町、出生年月日昭和12年12月18日、職業無職
 被相続人 亡 知久 弘毅
 事務所長野県上田市常磐城5丁目1番27号
 相続財産清算人 司法書士 小林 竜朗
 催告期間満了日 令和8年2月12日
 長野家庭裁判所上田支部

令和6年(家)第8083号
 静岡県三島市南二日町1番2号
 申立人 エンブルスクエア三島管理組合
 本籍静岡県駿東郡清水町伏見406番地3、最後の住所静岡県三島市南二日町1番2号 エンブルスクエア三島302、死亡の場所静岡県三島市、死亡年月日推定令和5年6月21日から30日までの間、出生の場所静岡県三島市、出生年月日昭和30年1月26日、職業無職
 被相続人 亡 中山 和康
 静岡県三島市中田町6番33号 原島法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 原島 年央
 催告期間満了日 令和8年1月31日
 静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年(家)第3020号
滋賀県東近江市池田町616番地
申立人 高田 佐介
本籍滋賀県東近江市五個荘石馬寺町384番地4、最後の住所滋賀県東近江市五個荘石馬寺町384番地4、死亡の場所滋賀県東近江市、死亡年月日令和6年12月22日、出生の場所兵庫県養父郡西谷村、出生年月日昭和6年9月17日、職業無職
被相続人 亡 尾崎 重夫
滋賀県彦根市大東町5-12UKA1BLD.3階荒川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 荒川 葉子
催告期間満了日 令和8年1月30日
大津家庭裁判所彦根支部

令和7年(家)第80532号
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国
本籍大阪府茨木市水尾1丁目742番地、最後の住所大阪府茨木市水尾2丁目1番35-306号、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日令和6年12月18日、出生の場所大阪府三島郡味舌町、出生年月日昭和28年1月27日、職業不明
被相続人 亡 西田 善一
大阪市北区西天満4丁目8番17号宇治電ビルディング11階
相続財産清算人 弁護士 坂川 雄一
催告期間満了日 令和8年2月12日
大阪家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第13号
北海道芦別市本町197番地 ひばり団地5号
申立人 土井 照子
本籍北海道芦別市西芦別町1番地、最後の住所北海道芦別市本町1番地
不在者 中鉢 義雄
昭和8年4月27日生
届出期間満了日 令和7年9月30日
札幌家庭裁判所滝川支部

令和7年(家)第69号
北海道函館市美原5丁目48番44号
申立人 工藤 孝一
本籍北海道函館市松川町13番地、最後の住所北海道函館市西川町8番地1
不在者 工藤 正志
昭和6年5月30日生
届出期間満了日 令和7年10月6日
函館家庭裁判所

令和7年(家)第18号
山形県寒河江市大字寒河江字古河江29-5
申立人 佐藤 伸一
本籍山形県天童市仲町1丁目2番、最後の住所山形県西村山郡河北町谷地字東96番地1東団地3-1-3
不在者 大場しのぶ
昭和50年8月3日生
届出期間満了日 令和7年9月30日
山形家庭裁判所

令和7年(家)第54号
茨城県水戸市千波町2876番地の81サンコーポB棟105号
申立人 齊藤 栄
本籍茨城県東茨城郡茨城町大字網掛1178番地、最後の住所茨城県東茨城郡茨城町大字網掛1178番地1
不在者 齊藤 初江
昭和18年6月10日生
届出期間満了日 令和7年9月30日
水戸家庭裁判所

令和6年(家)第108号
埼玉県上尾市大谷本郷748-15
申立人 松下 淳子
本籍福岡県糟屋郡新宮町下府3丁目933番地4、最後の住所栃木県さくら市喜連川1085番地3市営ひばりヶ丘住宅26
不在者 狩鷗 孝子
昭和41年9月2日生
届出期間満了日 令和7年10月10日
宇都宮家庭裁判所大田原支部

令和7年(家)第30072号
東京都北区赤羽北2-7-1-405
申立人 長谷川素子

本籍東京都荒川区西尾久4丁目710番地、最後の住所群馬県藤岡市岡之郷740番地3
不在者 小田 深也
昭和46年6月6日生
届出期間満了日 令和7年9月30日
前橋家庭裁判所高崎支部

令和7年(家)第31号
埼玉県川越市元町1丁目9番19 川越元町法律事務所
申立人 不在者小川和浩不在者財産管理人弁護士 大塩 慧
本籍埼玉県入間郡毛呂山町中央1丁目22番地8、最後の住所埼玉県川越市松江町1-4-1-2アメニティー松江武号館307号室(戸籍の附票上の最後の住所埼玉県川越市菅原町5番地40ライオンズ川越グランフォート704)
不在者 小川 和浩
昭和58年5月2日生
届出期間満了日 令和7年10月10日
さいたま家庭裁判所飯能出張所

令和7年(家)第2257号
東京都千代田区三番町3番地3 三番町3-1-3ビル602号
申立人 角 万須美
本籍石川県輪島市河井町三部165番地4号、最後の住所東京都中野区南台2丁目3番5号
不在者 角 美千代
昭和32年2月4日生
届出期間満了日 令和7年10月1日
東京家庭裁判所

令和6年(家)第243号
静岡県富士市入山瀬4丁目12番50号
申立人 泉地 仁司
本籍静岡県富士市入山瀬4丁目364番地2、最後の住所静岡県富士市入山瀬4丁目12番50号
不在者 泉地 榮子
昭和11年2月18日生
届出期間満了日 令和7年9月29日
静岡家庭裁判所富士支部

令和7年(家)第11号
愛媛県八幡浜市保内町磯崎1256番地
申立人 得能 栄子

本籍愛媛県八幡浜市保内町磯崎1256番地、最後の住所愛媛県八幡浜市保内町磯崎1256番地不在者 得能 一臣
昭和52年11月28日生
届出期間満了日 令和7年9月30日
松山家庭裁判所大洲支部

令和7年(家)第31号
鹿児島県曾於郡大崎町菱田1014番地
申立人 川越 初男
本籍鹿児島県曾於郡大崎町菱田1014番地、最後の住所北九州市小倉北区大畠3丁目1番1号
不在者 川越 岩美
昭和50年12月14日生
届出期間満了日 令和7年9月29日
福岡家庭裁判所小倉支部

失踪宣言

令和6年(家)第4688号
本籍福島県二本松市渋川字赤木内44番地、最後の住所不明
不在者 菅野 浩次
昭和36年1月3日生
令和7年5月31日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第6926号
本籍東京都品川区南品川2丁目421番地、最後の住所東京都品川区南品川2丁目7番21号
不在者 鎌野 秋廣
昭和12年9月17日生
令和7年5月31日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第8494号
本籍兵庫県神戸市長田区長田町3丁目2番地、最後の住所東京都葛飾区亀有4丁目7番17号パークハイツ亀有203号
不在者 福田 肇
昭和7年5月15日生
令和7年5月30日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第8706号
本籍愛知県名古屋市熱田区三番町2丁目67番地、最後の住所不明
不在者 吉村登美子
大正14年8月22日生
令和7年5月29日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第621号
本籍東京都渋谷区本町5丁目20番、最後の住所東京都多摩市閔戸6丁目26番地の3
不在者 小形 康弘
昭和48年1月3日生
令和7年5月8日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

令和6年(家)第2154号
本籍東京都東村山市栄町1丁目23番地6、最後の住所東京都東村山市栄町1丁目23番地6
サニーライフ久米川1101
不在者 太斎 恵子
昭和24年12月26日生
令和7年5月28日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

令和6年(家)第2155号
本籍東京都東村山市栄町1丁目1番地39、最後の住所東京都東村山市栄町1丁目23番地6
サニーライフ久米川1101
不在者 小林 淳也
昭和48年7月17日生
令和7年5月28日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

令和6年(家)第2795号
本籍東京都町田市能ヶ谷5丁目655番地11、最後の住所東京都町田市能ヶ谷5丁目39番6号
不在者 湖上 淳子
昭和27年1月1日生
令和7年5月31日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

令和6年(家)第2841号
本籍富山県高岡市蔵野町397番地、最後の住所富山県射水市三ヶ968番地2コーポフェルメールA101号室
不在者 島田 清志
昭和40年5月31日生
令和7年5月28日失踪宣告審判確定
富山家庭裁判所高岡支部裁判所書記官

令和6年(家)第306号
本籍神奈川県横浜市神奈川区松本町1丁目3番地1、最後の住所静岡県沼津市戸田599番地の2
不在者 加藤 敦子
昭和15年12月7日生
令和7年5月31日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所沼津支部裁判所書記官

令和6年(家)第326号
本籍静岡県牧之原市静谷1651番地、最後の住所静岡県牧之原市静谷1651番地
不在者 藤本 真司
昭和33年1月21日生
令和7年5月30日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所島田出張所裁判所書記官

令和6年(家)第2211号
本籍京都府愛宕郡修学院村字一乗寺99番戸、最後の住所京都市左京区一乗寺堂ノ前町15番地
不在者 田邊 キミ
大正11年6月28日生
令和7年5月30日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第163号
本籍鳥取県米子市博労町1丁目118番地、最後の住所アメリカ合衆国
不在者 久賀 晋平
昭和47年10月7日生
令和7年5月27日失踪宣告審判確定
鳥取家庭裁判所米子支部裁判所書記官

失踪宣告取消

令和6年(家)第201号
本籍岩手県盛岡市中堤町30番、住所岩手県盛岡市東黒石野1丁目17番2号コーポZOO2号館101号室
申立人(失踪者) 生方 慎吾
昭和58年11月15日生
令和7年5月29日失踪宣告取消審判確定
盛岡家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第6019号
本籍栃木県小山市大字萱橋405番地、住所群馬県館林市足次町1077コーポシルバニアB203
申立人(失踪者) 小川 英男
昭和55年1月5日生
令和7年5月29日失踪宣告取消審判確定
前橋家庭裁判所太田支部裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(家)第1号
福島県いわき市遠野町滝字才ノ神93番地の316
申立人 有限会社いわき産廃
代表者代表取締役 三次 勝昭
権利を争う旨の申述の終期 令和7年5月31日
令和7年6月3日 郡山簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 O Y 04561
金額 322,300円
支払期日 令和6年11月18日
支払地 福島県郡山市
支払場所 株式会社常陽銀行郡山支店
振出日 令和6年9月20日
振出地 福島県郡山市
振出人 ネットトヨタ郡山株式会社 代表取締役 小室 和人
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(家)第1号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
三重県松阪市湊町236番地
申立人 株式会社富士土地
代表者代表取締役 林 弘高
権利の届出の終期 令和7年5月30日
令和7年6月2日 松阪簡易裁判所
(別紙) 目録
(1)土地 松阪市長月町字下石川160番1
宅地 66.83平方メートル
(2)登記年月日番号 津地方法務局松阪支局大正5年4月25日受付第2300号
(3)登記した権利の内容
登記の目的 地上権設定
原因 大正5年4月20日設定
目的 建物所有
存続期間 大正5年4月20日から15年
地代 1年玄米5斗5升2合
支払期 每年12月20日
地上権者 松阪市本町2229番地
伊勢織物株式会社

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第3421号

東京都大田区東海3丁目2番1号 大田市場事務棟8階
債務者 株式会社四季菜
代表者代表取締役 高桑 満
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岩田 夏樹
4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3586号

東京都中野区本町3丁目8番3号
債務者 株式会社アドナイン
代表者代表取締役 伊藤 輝
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中谷 達也
4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3587号

東京都中野区本町3丁目8番3号
債務者 株式会社FOX
代表者代表取締役 伊藤 輝
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中谷 達也
4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3625号 東京都中央区日本橋本町4丁目12番11号 日本橋中央ビル502号室 債務者 一般社団法人国際フェローシップ・アーツ 代表者代表理事 岸本 実 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中谷 仁亮 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐原 祥太 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3668号 東京都豊島区池袋2丁目37番2号 債務者 株式会社ユー・システム 代表者代表取締役 上原 良友 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀内 大輔 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高田 祐美 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3626号 東京都港区六本木7丁目7番7号 TRI-SEVEN ROPPONGI 8階 債務者 合同会社Beyond Product 代表者代表社員 鈴木 大雅 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福山 純平 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3634号 東京都練馬区氷川台4丁目13番4号 債務者 株式会社菅谷醸工 代表者代表清算人 菅谷 兼作 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伴田 美生 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3672号 千葉県柏市豊四季380番地15 債務者 有限会社FAWクリエイト 代表者代表取締役 淡路二志子 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒羽 優子 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3682号 東京都渋谷区幡ヶ谷1-2-2 京王幡ヶ谷ビル4F 債務者 株式会社com-text 代表者代表取締役 平 昌彦 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 須田 志保 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3627号 栃木県足利市八幡町2丁目15番地4 債務者 株式会社アースライフコーポレーション 代表者代表清算人 中野 佳道 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小嶋 昌和 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3640号 東京都新宿区袋町5番地1 FARO神楽坂1階 債務者 株式会社Temari 代表者代表取締役 向井 真理(歌野真理) 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平井 経博 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3678号 東京都台東区柳橋1丁目27番7号 債務者 株式会社エムズ 代表者代表取締役 志田 裕幸 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 町田 健一 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3685号 青森県弘前市大字新里字東里見112番地3 債務者 有限会社さらしな 代表者代表取締役 加藤 東子 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 針谷侯一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3631号 東京都練馬区南田中4丁目22番2号 石神井ハイツ101 債務者 有限会社B・LKensou 代表者代表取締役 山下 勝広	令和7年(フ)第3666号 東京都墨田区立花6丁目3番8号 債務者 小岩工業株式会社 代表者代表取締役 明沼 昭夫 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原 水脈子 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3680号 東京都新宿区若宮町10番地3、申立時の商業登記簿上の住所東京都練馬区石神井町8丁目22番17号ライフアシモン102 債務者 SCA株式会社 代表者代表取締役 山川 広記 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 祐大 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3687号 東京都板橋区大谷口北町75番2号 債務者 株式会社イレブン 代表者代表取締役 斎藤 裕之 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 祐大 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3690号	神奈川県横浜市青葉区つつじが丘28-175、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区松原2丁目39番12号 債務者 株式会社スペースコネクト 代表者代表取締役 福西 佐允 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 笹倉 興基 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3763号	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号 サンシャイン60-45階 債務者 日本ロジファクトリー株式会社 代表者代表取締役 古川 一郎 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神山 貴洋 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3766号	東京都足立区保木間5丁目26番2-903号 債務者 有限会社A&F JAPAN 代表者代表取締役 福益 大 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 遠藤 泰裕 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3767号	東京都港区赤坂9丁目6番28-207号 債務者 アドネクスト株式会社 代表者代表取締役 福益 大 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 遠藤 泰裕 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3772号	東京都大田区上池台5丁目37番5号 債務者 有限会社リザーブ 代表者代表取締役 田中 通成 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島本 泰宣 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前11時	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3777号	東京都台東区日本堤1-17-7 あおぞら荘、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区台東4丁目31番7号 ラミアール御徒町1階101号室 債務者 株式会社ファストアイ 代表者代表取締役 飯塚 正司 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田村 将人 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3779号	東京都世田谷区玉川3丁目20番2号 マノア玉川第3ビル501 債務者 スピアインター・ナショナル株式会社 代表者代表清算人 木村 和矢 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下 昌彦 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時30分	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3783号	東京都目黒区目黒本町4丁目7番16号 債務者 岩田保温工業株式会社 代表者代表取締役 小泉 利行	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3772号	1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩本 幸恵 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11時	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3785号	東京都足立区辰沼1丁目5番13号 債務者 有限会社ノーベル 代表者代表取締役 小林なつみ 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 戸塚 敬介 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3786号	東京都豊島区東池袋1丁目34番5号 いちご東池袋ビル6階 債務者 株式会社GimoGimo 代表者代表取締役 須藤恵梨子 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅野 貴志 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3789号	東京都新宿区西新宿3丁目3番13号 西新宿水間ビル6階 債務者 株式会社AXIE 代表者代表取締役 富田 杏里 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大胡 誠 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3805号	東京都港区芝浦4丁目5番11-202号 債務者 合同会社for us 代表者代表社員 高田 茉奈 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村松 達 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3806号	東京都世田谷区赤堤4丁目1番14号 債務者 ユタカ管理株式会社 代表者代表取締役 田中千枝子 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 春日井太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時30分	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3807号	東京都足立区東和1丁目2番12号 債務者 株式会社アーカフォワード 代表者代表取締役 久永 康義 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上 雅哉 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前10時
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3829号	栃木県佐野市戸奈良町1491 債務者 HRリード合同会社 代表者代表社員 石井 克幸 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 多田啓太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前11時
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3830号	東京都千代田区岩本町3丁目7番16号 井門 岩本町第2ビル5階 債務者 セブントゥーファイブ株式会社 代表者代表取締役 石井 克幸 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 多田啓太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前11時
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3835号	東京都世田谷区北沢4丁目4番23号 sp1 i t 101 債務者 有限会社伊藤道代建築設計事務所 代表者代表取締役 伊藤 道代 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 春樹 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後1時30分
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3841号	東京都世田谷区北沢4丁目4番23号 sp1 i t 101 債務者 有限会社伊藤道代建築設計事務所 代表者代表取締役 伊藤 道代 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 春樹 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後1時30分
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3843号	大阪府大阪市中央区博労町4丁目6番17号 第三丸ビル101 債務者 株式会社タオトンヴィラ 代表者代表取締役 吳羽みわ子 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北野 孝輔 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時
	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3836号	埼玉県入間市下藤沢1312-6-10-2F 債務者 株式会社R-HOUSING 代表者代表取締役 矢田 一成 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北野 孝輔 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前10時
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3848号	東京都品川区上大崎3丁目6番1号 債務者 合同会社red wing 代表者代表社員 赤羽根 立 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 朝妻理恵子 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3838号	東京都新宿区高田馬場2丁目10番9号 戸蒔 ビル102号 債務者 アップ合同会社 代表者代表社員 鈴木 洋介 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野 大地 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後1時30分
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3876号	東京都江東区亀戸7丁目43番5号 債務者 Chouchou合同会社 代表者代表社員 麻生 陽子 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川浦 史雄 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後1時30分
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3908号	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町 ビル 債務者 タッパー・ウェア・プランズ・ジャパン株式会社 代表者代表取締役 平嶺 寿仁 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 澤野 正明 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前11時
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3843号	千葉市若葉区若松町977番地119 債務者 合同会社リンククロッド 代表者代表社員 井手 昭仁 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大城 季絵
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第887号	千葉市若葉区若松町977番地119 債務者 合同会社リンククロッド 代表者代表社員 井手 昭仁 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大城 季絵
	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第133号	福井市グリーンハイツ8丁目110番地、事業 所福井市木田3丁目3113番地3 債務者 一般社団法人今ここ 代表者代表理事 坂部まり子 1 決定年月日時 令和7年6月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神田 芳和 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前10時20分
	千葉地方裁判所民事第4部破産係
令和7年(フ)第1209号	福井市グリーンハイツ8丁目110番地 債務者 INDEPENDENCE株式会社 代表者代表取締役 白井 育子 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川浦 史雄 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前10時45分
	福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第1209号	名古屋市緑区曾根2丁目160番地 債務者 INDEPENDENCE株式会社 代表者代表取締役 白井 育子 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 宗範 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時30分
	名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1235号	名古屋市東区山口町9番9号 債務者 株式会社ビルジャン 代表者代表取締役 山下真一郎 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 敏喜 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後2時30分
	名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1236号

名古屋市東区山口町9番9号
債務者 有限会社ジップコーポレーション
代表者代表取締役 山下真一郎

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上田 敏喜
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後2時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第824号

東京都中央区日本橋人形町1丁目8番4号
債務者 株式会社大和インターナショナル
代表者代表取締役 財前 雄輔

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大藏 隆子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第825号

東京都文京区白山2丁目26番19号ステージランデ文京白山1202号

債務者 株式会社クローミングライフ
代表者代表取締役 財前 雄輔

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大藏 隆子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第826号

東京都立川市錦町1丁目3番29号鴨志田ビル
2F

債務者 有限会社北峯商店
代表者代表取締役 北峯 浩

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島本 雅史

- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前11時

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第958号

東京都八王子市台町2丁目12番55号

債務者 ステップスター株式会社

代表者代表取締役 古相慎太郎

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 規央

- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第532号

東京都江戸川区江戸川6丁目18番地34

債務者 合同会社オルフェーブル

代表者代表社員 小山 雄介

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 土井川哲也

- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時20分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第533号

東京都江戸川区江戸川6丁目18番地34

債務者 合同会社ブエナビスタ

代表者代表社員 小山 雄介

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 土井川哲也

- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時20分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第146号

群馬県前橋市富士見町時沢1029番地の3

債務者 株式会社群馬電機工業

代表者代表取締役 佐藤浩一郎

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三橋恵一郎

- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前10時30分

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第382号

京都府宇治市宇治里尻81番地18

債務者 エヌ&バートナーズ株式会社

代表者代表取締役 中村 信一

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 洸士

- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第446号

千葉県松戸市金ヶ作419番地40

債務者 株式会社イーホーム

代表者代表取締役 花里 真人

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 羽角 和之

- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午後1時20分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第4020号

千葉県船橋市坪井町159番地10

債務者 株式会社BunchTect

代表者代表取締役 本間 大光

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金山 真琴

- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第393号

千葉県松戸市古ケ崎71番地コープ鈴木105

債務者 株式会社ゼニス

代表者代表取締役 守屋 昌壽

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 亮佑
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後1時20分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第48号

岐阜県中津川市千旦林1586番地の19

債務者 有限会社星ヶ見工業所

代表者取締役 伊藤 誠

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安井 典高
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前10時

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(フ)第1414号

横浜市都筑区茅ヶ崎中央42番21号

債務者 ミムラ工業株式会社

代表者代表取締役 三村 俊明

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 及川健一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後2時50分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1228号

名古屋市瑞穂区浮島町16番4号

債務者 名南電気工事株式会社

代表者代表取締役 石田 義博

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西尾 亮一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前10時10分

名古屋地方裁判所民事第2部

<p>令和7年(フ)第118号 徳島県鳴門市大麻町市場字東畑56番地の3 債務者 藤田商事株式会社 代表者代表取締役 藤田 徹 1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 啓司 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前10時15分 徳島地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第39号 愛媛県新居浜市八幡1丁目6番13号 債務者 株式会社才川 代表者代表取締役 才川優芽実 1 決定年月日時 令和7年6月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮内 哲彦 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10時 松山地方裁判所西条支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年6月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 二石 祐太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後2時 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第212号 鹿児島市星ヶ峯1丁目22番3号 債務者 有限会社ウェル工業 代表者取締役 船水 進 1 決定年月日時 令和7年6月9日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福永 憲章 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前11時 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p>
<p>令和7年(フ)第136号 奈良県桜井市大字大西811番地 債務者 味波美装株式会社 代表者代表取締役 味波 正人 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 宣恭 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午前10時5分 奈良地方裁判所破産係</p>	<p>令和7年(フ)第43号 岩手県花巻市中根子字種市22番地3 債務者 株式会社YUKIMOYO 代表者代表取締役 加藤 沙季 1 決定年月日時 令和7年6月13日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 熊澤麻衣子 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後2時 盛岡地方裁判所花巻支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年6月9日午前10時30分 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1131号 愛知県あま市甚目寺松山25番地 債務者 株式会社ワイズルーム 代表者代表取締役 河本 竜根 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北 和尚 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時30分 名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p>令和7年(フ)第42号 北海道岩見沢市大和三条9丁目9番地 債務者 北斗運輸株式会社 代表者代表取締役 猪股 秀樹 1 決定年月日時 令和7年6月13日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松田 大剛 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前11時30分 札幌地方裁判所岩見沢支部</p>	<p>令和7年(フ)第73号 新潟県長岡市東藏王3丁目2番8号 債務者 有限会社アイ・エヌ設備 特別代理人 和泉 洋 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉森 芳博 4 破産債権の届出期間 令和7年8月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前11時 新潟地方裁判所長岡支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 亀舎 大悟 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午後2時 広島地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和6年(フ)第1059号 広島県東広島市西条町大沢1120番地1 債務者 株式会社いまおか重機 代表者代表取締役 今岡 昇 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松崎 和彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第231号 神奈川県平塚市紅谷町2番9号 債務者 トルネラパージュ合同会社 代表者代表社員 宮川 定明 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 露木 誠也 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後1時30分 横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>	<p>令和7年(フ)第203号 鹿児島市上福元町5959番地13 債務者 有限会社柿本自動車販売 代表者代表取締役 柿本 和幸</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年6月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有田 隆 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午後2時 山口地方裁判所宇部支部</p>	<p>令和7年(フ)第35号 山口県宇部市岬町1丁目8番3号 債務者 有限会社秋村工務店 代表者代表取締役 秋村 司朗 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柿本 悠貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前10時40分 名古屋地方裁判所民事第2部</p>

令和7年(フ)第2481号

大阪府高槻市岡本町43番1号
債務者 日本キャリー観光株式会社
代表者代表取締役 岸本 明生

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 敦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後2時40分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2548号

大阪市東住吉区公園南矢田4丁目2番14号
債務者 株式会社ミヤタ
代表者代表清算人 宮田 晃治

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 拓也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後2時

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第343号

栃木県佐野市伊勢山町1849番地2
債務者 有限会社天木製作所
代表者代表取締役 笹島 昇

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐山 大輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前10時20分

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第391号

横浜市磯子区久木町13番1号
債務者 株式会社仲介手数料相談所ネクストステージ
代表者代表取締役 崎村 佳子

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 天野 正男
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後1時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第113号

広島県福山市北吉津町4丁目5番22号
債務者 株式会社ウインフィールド
代表者代表取締役 故狭 秀行

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河原 優
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午前10時50分

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第2479号

大阪府吹田市江の木町16番33号ハイツ丸利403号
債務者 株式会社クラスター・プラン
代表者代表取締役 矢野 清裕

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石田 大輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時40分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第350号

栃木県那須烏山市藤田1181番地
債務者 株式会社ニューアクト
代表者代表取締役 井田 真一

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 拓也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前11時50分

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第370号

北九州市小倉北区中津口1丁目11番10号301号室
債務者 株式会社Next Bright
代表者代表取締役 福田 量太

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 佑一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前11時

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第2554号

大阪市北区梅田1丁目1番3大阪駅前第3ビル2307
債務者 バリューオン株式会社
代表者代表取締役 筒井 正英

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前川恵利子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後1時50分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1072号

名古屋市中村区京田町1丁目25番地 ハウスモード101
債務者 株式会社D.O.P.E
代表者代表取締役 岩田 至由

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西野 智貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後2時

福岡地方裁判所久留米支部
破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第7号

長崎県五島市富江町富江289番地
債務者 古本 久子

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡田雄一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査の期日 令和7年10月6日午後2時30分

免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
長崎地方裁判所五島支部

令和7年(フ)第903号

東京都多摩市鶴牧5丁目40番地12-101
債務者 桑島 裕喜

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 豊田 憲生
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月7日午後1時30分

免責意見申述期間 令和7年8月7日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第904号

東京都多摩市鶴牧5丁目40番地12-101
債務者 桑島 淑恵

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 豊田 憲生
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月7日午後1時30分

免責意見申述期間 令和7年8月7日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第63号	岩手県花巻市中根子字種市22番地3 債務者 加藤 沙季
1 決定年月日時 令和7年6月13日午前9時30分	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 熊澤麻衣子	4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日午後2時5分	6 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 盛岡地方裁判所花巻支部
令和7年(フ)第786号	東京都日野市三沢2丁目11番地の17 債務者 佐藤 彩夏
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岩井 婦妃	4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月19日午前11時45分	6 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1362号	横浜市都筑区茅ヶ崎南2丁目8番14-103号 債務者 福地 剛
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後4時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 星原 正明	4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月28日午前11時30分	6 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第721号	千葉県柏市中新宿1丁目25番9号 債務者 寺内久美子
1 決定年月日時 令和7年6月10日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 萩原 得誉	4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日午前10時30分	6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第373号	千葉県松戸市新作117番地の7 プロムナード松戸3-406 債務者 中村 豊
1 決定年月日時 令和7年6月6日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石田 真理	4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月8日午後1時20分	6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第444号	千葉地方裁判所松戸支部民事部
1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 和田 晓斗	4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日午後1時10分	6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第166号	千葉地方裁判所松戸支部民事部
1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 杉山 一統	4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月9日午後3時	6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第463号	千葉県柏市酒井根7丁目8番18号 メロウ1-102号、前住所茨城県龍ヶ崎市出し山町200番地1 根本ハイツ201号室 債務者 瀧澤 康儀
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 金谷 紀雄	4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日午前10時20分	6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第332号	川崎市高津区梶ヶ谷3丁目10番地2 DOM梶ヶ谷 203 債務者 西田 達彦
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後4時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山際康太郎	4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日午後1時50分	6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第336号	栃木県矢板市扇町2丁目13番39号 家族の家ひまわり矢板、前住所栃木県宇都宮市上横田町731番地1 債務者 竹内 友浩
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小杉 裕二	4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月12日午前10時30分	6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第344号	栃木県佐野市富士町211-6 アルカディア富士202号室、住民票上の住所埼玉県春日部市樋堀237番地2 債務者 笹島 昇
1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐山 大輔	4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月12日午前10時20分	6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第55号	広島県竹原市吉名町4番地2 No.4 債務者 久藤美由紀
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加納 三裕	4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前11時30分	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 広島地方裁判所呉支部	

令和6年(フ)第4946号
大阪市西区南堀江3丁目8番20号 萩藤ハイツ401
債務者 松原 祐子
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 北村 泰一
4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで
大阪地方裁判所第6民事部
破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間
令和7年(フ)第95号
北海道旭川市1条通16丁目121番地の1 下宿やちよ
債務者 平澤 大智
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで
5 免責審尋期日 令和7年9月11日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第99号
北海道旭川市川端町3条7丁目4番1号 川端3.7ハイツ201号室
債務者 大橋 義正
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで
5 免責審尋期日 令和7年9月3日午後1時30分
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第138号
北海道旭川市東鷹栖4条3丁目636番地の263イーストハウス102号室
債務者 野呂 嶽
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月27日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第141号
北海道旭川市未広東1条11丁目2番1号
債務者 藤田 真紀(旧姓神保)
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月27日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第142号
北海道旭川市住吉4条2丁目3番22号 フロイデ環105号室
債務者 佐藤 聖智
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月27日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第144号
北海道旭川市近文町15丁目3047番地の32
債務者 八十木孝子
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月14日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第147号
北海道富良野市春日町11番21号 グリーンハイツC-204
債務者 林 良美
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月27日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1836号
大阪市鶴見区茨田大宮4丁目19番20号 クリエオーレ茨田大宮2 202
債務者 菅 悠太
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで
5 免責審尋期日 令和7年9月2日午後1時30分
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1903号
大阪府東大阪市喜里川町9番6号 SEAウエストコート207号
債務者 玉谷 涼
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで
5 免責審尋期日 令和7年9月5日午後1時30分
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第2012号
大阪府箕面市箕面1丁目8番27号
債務者 小東慶一郎
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで
5 免責審尋期日 令和7年9月11日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第151号
北海道深川市納内町グリーンタウン1番27号
債務者 川合 里紗
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月27日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第158号
北海道深川市深川町字メム10号線川1線36番地74
債務者 及川 義正
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月27日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第155号
大阪市鶴見区茨田大宮4丁目19番20号 クリエオーレ茨田大宮2 202
債務者 菅 悠太
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで
5 免責審尋期日 令和7年9月2日午後1時30分
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1903号
大阪府東大阪市喜里川町9番6号 SEAウエストコート207号
債務者 玉谷 涼
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで
5 免責審尋期日 令和7年9月5日午後1時30分
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第2012号
大阪府箕面市箕面1丁目8番27号
債務者 小東慶一郎
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで
5 免責審尋期日 令和7年9月11日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第151号
北海道深川市納内町グリーンタウン1番27号
債務者 川合 里紗
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月27日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第158号
北海道深川市深川町字メム10号線川1線36番地74
債務者 及川 義正
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ)第3964号	東京都北区滝野川3丁目24-9 メゾンオクムラパートⅠ-2-C 債務者 福島 修一 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3931号	東京都目黒区五本木2丁目26-6-203 債務者 吉田 勇治 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3960号	東京都江戸川区中葛西1丁目49-12 第3板倉ビル201 債務者 佐藤香世子 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時 東京地方裁判所民事第20部 破産債権の届出期間及び一般調査期日
令和7年(フ)第34号	鹿児島県鹿屋市吾平町上名6594番地6 破産者 原田 和郎 1 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで 2 一般調査期日 令和7年9月10日午後2時 令和7年6月11日 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和6年(フ)第459号	大阪府和泉市室堂町824番地の55 ウエリス光明池1211号 破産者 中村 稔 1 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで 2 一般調査期日 令和7年9月1日午後1時30分 令和7年6月12日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第152号	岐阜市西河渡3丁目70番地1 破産者 E-LIFE合同会社 1 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 2 一般調査期日 令和7年7月29日午後1時30分 令和7年6月10日 岐阜地方裁判所
令和6年(フ)第87号	香川県善通寺市大麻町1232番地1 破産者 西田 良治(旧姓増田) 1 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで 2 一般調査期日 令和7年9月18日午後1時30分 令和7年6月12日 高松地方裁判所丸亀支部 書面による計算報告
令和6年(フ)第5625号	大阪府豊中市上新田4丁目16番1-612号 破産者 originこと 岡田 大地 異議申述期間 令和7年8月7日まで 令和7年6月12日 大阪地方裁判所第6民事部 免責許可申立てに関する意見申述期間
令和6年(フ)第946号	神戸市中央区籠池通7丁目2番21号サンヴィラ式番館403 破産者 村田 優貴 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 令和7年6月12日 神戸地方裁判所第3民事部
小規模個人再生による再生手続開始	令和7年(再イ)第117号 札幌市豊平区中の島1条3丁目8番8-402号 再生債務者 梁川 尚子 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月24日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第3号	北海道滝川市空知町2丁目1番7号 再生債務者 室 敏史 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月28日まで 札幌地方裁判所滝川支部再生係
令和7年(再イ)第4号	北海道滝川市東町6丁目8番6号 再生債務者 五日市晃江 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月28日まで 札幌地方裁判所滝川支部再生係
令和7年(再イ)第9号	北海道勇払郡安平町早来大町176番地1 再生債務者 山崎 憲一 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月24日まで 札幌地方裁判所苦小牧支部
令和7年(再イ)第40号	さいたま市浦和区木崎2丁目17番18号 再生債務者 岩崎 真人 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部
令和7年(再イ)第41号	さいたま市浦和区木崎2丁目17番18号 再生債務者 岩崎ひとみ 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部
令和7年(再イ)第96号	千葉県市川市北国分1丁目8番17号(ソレアード102号) 再生債務者 窪田 洋平 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月31日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(再イ)第98号	名古屋市緑区大清水1丁目1108 サウスヒルズ大清水606号(住民票上の住所)名古屋市緑区黒沢台5丁目401番地の2 再生債務者 江島由紀夫 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月17日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第125号 名古屋市守山区大字上志段味字樹木1648番地の9 再生債務者 鈴木 仁 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月17日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第105号 札幌市南区石山3条6丁目5番17号 再生債務者 菅原 玲良 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部	3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで 釧路地方裁判所民事部	3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月24日まで 大津地方裁判所彦根支部
令和7年（再イ）第130号 名古屋市南区三条1丁目7番4-103号 三条住宅（住民票上の住所）名古屋市昭和区福江3丁目7番92号 再生債務者 横平 啓人 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月17日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第111号 札幌市東区東雁來9条4丁目12番13号 再生債務者 松田 健 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月25日まで 青森地方裁判所八戸支部個人再生係	1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月8日まで 長崎地方裁判所民事部個人再生係
令和7年（再イ）第135号 愛知県知多郡南知多町大字日間賀島字西側59番地の2 再生債務者 大西 良太 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月17日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第114号 札幌市豊平区平岸4条8丁目7番18-306号 再生債務者 中井 理絵 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月6日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月25日まで 千葉地方裁判所柏6丁目5番35-3-103号 再生債務者 東城 大五	1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月28日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年（再イ）第85号 札幌市西区八軒1条東2丁目2番34-609号 再生債務者 中瀬 砂織 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月17日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第4号 北海道空知郡南幌町緑町1丁目1番20号 再生債務者 高野 清 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで 札幌地方裁判所岩見沢支部	1 決定年月日時 令和7年6月6日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月25日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日時 令和7年6月11日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月28日まで 松山地方裁判所西条支部
令和7年（再イ）第10号 釧路市愛国西1丁目7番3号 トマトハイツ1A-B 再生債務者 小林 直貴 1 決定年月日時 令和7年6月13日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第10号 青森県八戸市下長8丁目2-18 エスパワール102号室（住民票上の住所）青森県八戸市石堂1丁目6番1号 再生債務者 田名部 登 1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで 青森地方裁判所八戸支部個人再生係	1 決定年月日時 令和7年7月4日まで 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月8日まで 長崎地方裁判所民事部個人再生係	令和7年（再イ）第53号 千葉県松戸市三ケ月1268番地 リノア新松戸1-203号 再生債務者 中村 亮 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月28日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年（再イ）第11号 北海道空知郡南幌町緑町1丁目1番20号 再生債務者 高野 清 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで 札幌地方裁判所岩見沢支部	令和7年（再イ）第15号 滋賀県東近江市八日市浜野町2番15号 十一家プラウンシュガービル504号 再生債務者 加藤 岳 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年6月6日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月25日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第11号 愛媛県西条市朔日市882番地75 再生債務者 宇佐美哲哉 1 決定年月日時 令和7年6月11日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月28日まで 松山地方裁判所西条支部
令和7年（再イ）第14号 北海道旭川市東光6条5丁目3番1号 ベルグランデA 101 再生債務者 鴻上 桃恵 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで 旭川地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第14号 北海道旭川市東光6条5丁目3番1号 ベルグランデA 101 再生債務者 鴻上 桃恵 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで 旭川地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第14号 北海道旭川市東光6条5丁目3番1号 ベルグランデA 101 再生債務者 鴻上 桃恵 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで 旭川地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第14号 北海道旭川市東光6条5丁目3番1号 ベルグランデA 101 再生債務者 鴻上 桃恵 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで 旭川地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第48号
千葉県松戸市栄町5丁目305番地 栄町ハイム402号
再生債務者 鈴木 真実
1 決定年月日時 令和7年6月10日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年7月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(再イ)第20号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2237番地5
再生債務者 江川組こと 江川 葉
1 決定年月日時 令和7年6月10日午後1時30分
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年7月29日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(再イ)第165号
大阪市鶴見区徳庵1丁目2番45-308号
再生債務者 貝屋 正代(旧姓中尾)
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年7月24日まで
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第52号
神戸市中央区雲井通2丁目1番18号
再生債務者 飯田 恒治
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月30日まで
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年(再イ)第24号
北九州市若松区修多羅3丁目3番13号
再生債務者 高松ゆかり

1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(再イ)第42号
北九州市八幡西区陣原3丁目24番11-910号
再生債務者 未永 大輔
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(再イ)第43号
北九州市若松区大池町8番48号
再生債務者 村上 雄一
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(再イ)第41号
仙台市青葉区落合1丁目15番21号 第4ジーオンビル102
再生債務者 大場 博恵
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで
仙台地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第17号
茨城県坂東市逆井2833番地396
再生債務者 飯村 拓也(旧姓富田)
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月14日まで
大阪市此花区春日出中2丁目15番23号 グローリー春日202
再生債務者 都築 幸正
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月31日まで
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第16号
大阪市此花区春日出中2丁目15番23号 グローリー春日202
再生債務者 都築 幸正
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部
令和7年(再イ)第16号
埼玉県熊谷市石原1704番地2 プリス石原2
番地49 ベル・フィオーレ忠生Ⅱ 104
再生債務者 鈴木 達也
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和7年(再イ)第18号
奈良市古市町1266番地の22
再生債務者 西岡 祐介
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年8月1日まで
奈良地方裁判所

1 決定年月日時 令和7年6月12日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和7年(再イ)第18号
奈良市古市町1266番地の22
再生債務者 西岡 祐介
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年8月1日まで
奈良地方裁判所

令和7年(再イ)第23号
福岡県三井郡大刀洗町大字上高橋1115番地
LOFT MAMAMOO B-7
再生債務者 宮崎 愛貴
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後2時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(再イ)第17号
山梨県韮崎市藤井町北下條2600番地5
再生債務者 五味 靖
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係
令和7年(再イ)第25号
福岡県久留米市小森野町2551番地7 アクセス旭町公園702号
再生債務者 弓削 和記
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係
令和7年(再イ)第25号
福岡県久留米市小森野町2551番地7 アクセス旭町公園702号
再生債務者 弓削 和記
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係
令和7年(再イ)第36号
北九州市門司区柳町2丁目7番25-301号
再生債務者 加藤 祐昭
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係
令和7年(再イ)第29号
大阪府泉佐野市大西2丁目2番65号
再生債務者 大崎 将輝
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年7月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

<p>令和7年（再イ）第2号 鹿児島県南九州市川辺町野崎3829番地3 (フォレストタウン川辺 A棟508号室) 再生債務者 佛淵 猛</p> <p>1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年7月31日まで 鹿児島地方裁判所知覧支部</p> <p>令和7年（再イ）第13号 宮城県大崎市古川金五輪2丁目7番64号 再生債務者 浅野慎太郎</p> <p>1 決定年月日時 令和7年6月13日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月8日まで 仙台地方裁判所古川支部個人再生係</p> <p>令和6年（再イ）第34号 山形市大字中野186番地の1 再生債務者 阿部 善明</p> <p>1 決定年月日時 令和7年6月13日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月8日まで 山形地方裁判所民事部</p> <p>令和7年（再イ）第10号 山形県東根市羽入東6番6号 再生債務者 孫田三知男</p> <p>1 決定年月日時 令和7年6月13日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月8日まで 山形地方裁判所民事部</p> <p>令和7年（再イ）第16号 群馬県伊勢崎市西久保町2丁目337番地5 再生債務者 風間 義之</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月15日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係</p> <p>令和7年（再イ）第7号 滋賀県守山市小島町1322番地2 再生債務者 安達 卓史</p> <p>1 決定年月日時 令和7年6月13日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月1日まで 大津地方裁判所民事部再生係</p> <p>令和7年（再イ）第15号 滋賀県草津市青地町97番地13 再生債務者 渡部 浩一</p> <p>1 決定年月日時 令和7年6月13日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月1日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部</p> <p>令和7年（再イ）第16号 滋賀県湖南市下田913番地31 再生債務者 高橋 英希</p> <p>1 決定年月日時 令和7年6月13日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月1日まで 大津地方裁判所民事部再生係</p> <p>令和7年（再イ）第11号 宮崎市恒久南2丁目7番地16 再生債務者 三松 幸子</p> <p>1 決定年月日時 令和7年6月13日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月4日まで 宮崎地方裁判所民事部個人再生係</p>	<p>小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間</p> <p>令和6年（再イ）第17号 新潟県阿賀野市保田4408番地10 再生債務者 阪下 哲也</p> <p>特別異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月11日まで 令和7年6月13日 新潟地方裁判所新発田支部</p> <p>小規模個人再生による書面決議に付する決定</p> <p>令和7年（再イ）第15号 栃木県河内郡上三川町しらさぎ3丁目38番地20 再生債務者 橋本 莉奈</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月27日まで 令和7年6月6日 宇都宮地方裁判所足利支部</p> <p>令和7年（再イ）第6号 茨城県水戸市千波町1799-245 県営千波アパート4-202 (住民票上の住所 茨城県水戸市千波町2776番地の5) 再生債務者 秋山 愛</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年6月1日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月3日まで 令和7年6月12日 水戸地方裁判所</p> <p>令和7年（再イ）第8号 栃木県宇都宮市錦2丁目10番1号 ナイスロイヤルビューエル102号室 再生債務者 鈴木 道夫</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月3日まで 令和7年6月12日 宇都宮地方裁判所第1民事部</p> <p>令和7年（再イ）第11号 栃木県鹿沼市仁神堂町533番地70 再生債務者 小林 広子</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月3日まで 令和7年6月12日 宇都宮地方裁判所第1民事部</p> <p>令和6年（再イ）第527号 東京都新宿区市谷築王寺町20-39-312 再生債務者 加藤 瞳</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月30日まで 令和7年6月12日 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和7年（再イ）第27号 東京都江戸川区東葛西7-18-3-308 再生債務者 松本 伸博</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月30日まで 令和7年6月12日 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和6年（再イ）第77号 埼玉県越谷市大字大里155番地11 再生債務者 三浦 大</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月3日まで 令和7年6月12日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係</p>
---	---	---

令和7年（再イ）第16号 川崎市川崎区池田1丁目12番10号 あけばの 荘 101 再生債務者 小西 洋介 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 3日まで 令和7年6月12日 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年（再イ）第1号 茨城県土浦市神立東2丁目16番8号 サンラ イズナカガワD203 再生債務者 浅野創一郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで 令和7年6月13日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年（再イ）第2号 千葉県流山市おおたかの森北3丁目11番地の 12マーテル101（前住所）群馬県高崎市旭町 113番地7ハートスクエア長建607号 再生債務者 伊藤 誠規 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで 令和7年6月9日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月12日 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年（再イ）第53号 名古屋市中川区露橋1丁目26番16号 つゆは しハイツ301号 再生債務者 南原 一樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 3日まで 令和7年6月12日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第5号 茨城県かすみがうら市下稻吉4255番地5 メ ゾンボヌールM-202 再生債務者 高宮 敬 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで 令和7年6月13日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年（再イ）第8号 北海道帯広市南町南7線31番地 自衛隊 再生債務者 板井 透也 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 8日まで 令和7年6月13日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第2号 山梨県韮崎市龍岡町下條南割1183番地 2 再生債務者 本多 利昭 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月12日 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年（再イ）第58号 愛知県あま市木田加瀬39番地2 ホープ&ド リームズⅡ101号 再生債務者 井田わたる 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 3日まで 令和7年6月12日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年（再イ）第64号 群馬県前橋市飯土井町182番地2 再生債務者 秋山 明三 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで 令和7年6月13日 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（再イ）第5号 福井県三方郡美浜町河原市第1号1番地の16 再生債務者 川口 正美 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月12日 福井地方裁判所敦賀支部再生係	令和7年（再イ）第9号 静岡県富士宮市万野原新田3462番地の24 再生債務者 小山かつよ 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月12日 静岡地方裁判所富士支部破産係
令和7年（再イ）第70号 愛知県東海市荒尾町見幕62番地 サンオーク 101 再生債務者 松下 新吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 3日まで 令和7年6月12日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第6号 東京都町田市高ヶ坂4丁目16番6号 再生債務者 兼平 良雅 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで 令和7年6月13日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第6号 福井県敦賀市清水町1丁目1番地の6 ディ アコート30 309号（前住所）福井県小浜市 多田第9号46番地 T A T T A 12 再生債務者 谷 洋一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月12日 福井地方裁判所敦賀支部再生係	令和7年（再イ）第13号 大津市苗鹿2丁目18番23号 再生債務者 荒川 義太 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月12日 大津地方裁判所民事部再生係
令和7年（再イ）第4号 宮城県大崎市古川上中目字西164番地 再生債務者 佐藤 大祐 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで 令和7年6月13日 仙台地方裁判所古川支部個人再生係	令和7年（再イ）第13号 佐賀市東与賀町大字飯盛1833番地29 再生債務者 西村 秀樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで 令和7年6月13日 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年（再イ）第48号 山梨県甲州市塩山上塩後731番地 7 再生債務者 加々美健一	令和6年（再イ）第464号 大阪市鶴見区諸口3丁目5番16-310号 再生債務者 玉木 久美 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月12日 大阪地方裁判所第6民事部

第1491号	<p>小規模個人再生による再生計 画取消 平成19年(再イ)第70号 兵庫県伊丹市平松4丁目2番21-101号(認 可決定時の住所兵庫県伊丹市北野1丁目79番 地市営長尾住宅3号館309号) 再生債務者 細見美どり(認可決定時の氏名幸 田美どり) 1 主文 本件再生計画を取り消す。 2 理由の要旨 平成20年5月22日に認可した再 生計画には、民事再生法189条1項2号に定め る事由がある。 令和7年6月12日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係 小規模個人再生による再生手 続廃止 令和7年(再イ)第10号 京都市下京区西木屋町通正面下る八王子町 118番地 L u c i o l e 高瀬川 202、前住 所京都市下京区西木屋町通七条上る新日吉町 138番地1 木屋町ビル 603 再生債務者 丸小 神奈 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。 令和7年6月12日 京都地方裁判所第5民事部再生係 給与所得者等再生による再生 手続開始 令和7年(再口)第1号 茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘4丁目19番地 18 再生債務者 小野 隆二 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令 和7年8月14日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係</p>
官報	
月曜日	
令和7年6月23日	
27	

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九百八十二万三千円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載紙

日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年三月二十八日

掲載頁 六頁

令和七年六月二十三日

東京都渋谷区代々木一丁目一一番二号

株式会社ジラフ

代表取締役 麻生 輝明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月二十三日

大阪府泉南市信達牧野七七六番地

代表取締役 北村 敏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月二十三日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月二十三日

奈良県五條市下之町四一番地

代表取締役 新城 智子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

株主総会の決議は、令和七年六月二十日に終了

おります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

<http://www.heigen.jp/gaiyou.html>

令和七年六月二十三日

鳥取県西伯郡伯耆町丸山一五三一番地

山陰興発株式会社

代表取締役会長 坂口 吉平

資本金の額の減少公告

当会社は、令和七年六月十一日開催の臨時株主

総会において、資本金の額を一億九千百十一万五

千円から八千三百万円に減少し、減少額一億八百

十一万五千円の全額を資本準備金に振り替えると

ともに、本減資の効力発生日を令和七年八月一日

とすることを決議いたしました。

本件に関し、異議のある債権者は、本公告掲載

の翌日から起算して一箇月以内に当会社に対しても

異議を申し述べてください。なお、最終貸借対照

表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.myhoney.jp/audit.html>

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とす

る三陸コマツ株式会社との株式交換(以下「本株

式交換」)により資本準備金の額が増加することを

条件として、資本準備金の額について、本株式交

換による資本準備金の増加額を減少することにい

たしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年五月二十一日

掲載頁 一六四頁(号外第一一一号)

令和七年六月二十三日

宮城県気仙沼市松川三五一番地一

株式会社コマツ

代表取締役 小松 敏

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年七月三十日を効力発生日とす

る株式会社山東との株式交換(以下「本株式交換」)

により資本準備金の額が増加することを条件とし

て、資本準備金の額について、本株式交換による

資本準備金の増加額を減少することにいたしまし

た。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月十一日

掲載頁 八十頁(号外第一二九号)

令和七年六月二十三日

岡山県岡山市東区神崎町二二三一番地

株式会社ティーラック

代表取締役 入澤 安澄

準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにい

たしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

令和七年六月二十三日

長野市大字南長野南石堂町一九七二番地

ICS-Net株式会社

代表取締役 小池 祥悟

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千七百万円、資本

準備金の額を一億七千七百万円減少し、それぞれ

一億円、〇円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月二十二日

一四号

大阪府大阪市阿倍野区阪南町二丁目二〇番

代表取締役 加藤 洋嗣

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月二十三日を効力発生日とす

る株式会社山東との株式交換(以下「本株式交換」)

により資本準備金の額が増加することを条件とし

て、資本準備金の額について、本株式交換による

資本準備金の増加額を減少することにいたしまし

た。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月十一日

掲載頁 八十四頁(号外第一二九号)

令和七年六月二十三日

横浜市中区山下町一五〇番地三

山東東宏食品株式会社

代表取締役 李家 中豪

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六百三万八千円、資本

準備金の額を一億五千三百七十一万八千円減少

し、それぞれ一千万円、〇円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年六月二十三日

株主総会の決議は、令和七年六月二十二日に終

了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

株主総会の決議は、令和七年六月二十二日に終

了しております。

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千七百万円、資本

準備金の額を一億七千七百万円減少し、それぞれ

一億円、〇円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

株主総会の決議は、令和七年六月二十二日に終

了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

株主総会の決議は、令和七年六月二十二日に終

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千七百万円、資本

準備金の額を一億七千七百万円減少し、それぞれ

一億円、〇円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

株主総会の決議は、令和七年六月二十二日に終

了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

株主総会の決議は、令和七年六月二十二日に終

了irez。

